

執行機関の役割と責務（修正案）

【条例素案（修正案）】

第〇節 執行機関等

(市長の役割と責務)

第〇条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、市政全体の総合的な調整その他の権限を適正に行使し、誠実かつ公正に市政運営を行わなければならない。

2 市長は、**第〇条に掲げる**自治の基本理念に基づき、自治の推進および市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。

(執行機関の役割と責務)

第〇条 執行機関は、~~自らの判断と責任において~~**その権限に属する事務**を誠実かつ公正に執行するとともに、執行機関相互の**連絡連携**を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

2 執行機関は、市民と市との協働による地域のまちづくりを推進するとともに、市政の課題に的確に対処するため、職員の育成を図るものとする。

(職員の責務)

第〇条 職員は、市民全体のために働く者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得および能力向上に努めなければならない。

3 職員は、市民と市との協働による地域のまちづくりの推進に努めるものとする。